

# 東京大学農学部規則

昭和26年10月16日  
評議会可決  
[沿革](#)

(教育研究上の目的)

第1条 東京大学農学部(以下「本学部」という。)は、農学を構成する応用諸科学に関する専門教育を段階的・体系的に行い、食料・資源・環境等の問題の解決に必要な高度の専門知識と幅広い視野を有し、社会・文化・産業活動を通じて地球社会の要請に応えることのできる洞察力・実践力・指導力を備えた人材を育成することを目的とする。

2 各課程の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

(課程)

第2条 本学部に、次の3課程(14専修)を置く。

応用生命科学課程

- 生命化学・工学専修
- 農業生物学専修
- 森林生物科学専修
- 水圏生物科学専修
- 動物生命システム科学専修
- 生物素材化学専修

環境資源科学課程

- 緑地環境学専修
- 森林環境資源科学専修
- 木質構造科学専修
- 生物・環境工学専修
- 農業・資源経済学専修
- フィールド科学専修
- 国際開発農学専修

獣医学課程 獣医学専修

(授業科目の区分)

第3条 授業科目は必修科目、選択必修科目及び選択科目とする。

(授業科目及び単位数)

第4条 本学部の授業科目及び単位数は別表1による。

2 授業科目の単位数は、講義については15時間、演習については30時間、実験又は実習については45時間の授業時間をもって1単位とする。

3 授業科目の学期別配置は、教授会の議を経て定める。

(他学部等の履修)

第5条 学生は他学部及びグローバル教育センターの授業科目を選択科目として履修することができる。

2 前項における授業科目及びその単位は、学部教育会議委員(以下「学部委員」という。)の承認を得て別表1に定める単位数に限り、第11条に規定する単位に算入することができる。

(履修の申請)

第6条 学生は指定の期日までに履修しようとする科目を申請し、関係学部委員の承認を受けなければならない。

第7条 削除

(試験)

第8条 各学期の終わりに、その学期に授業が終了した科目について試験を行う。ただし、担任教

員は学部長の承認を得て臨時にこれを行うことができる。

(成績の評価)

第9条 試験の成績は、優上・優・良・可・不可の5級に分け、不可は不合格とする。

ただし、特定の科目については、合格又は不合格の評点によることができる。

2 東京大学学部通則(以下「学部通則」という。)第14条の2、第14条の3、第14条の5及び第16条の2に定めるところにより、外国の大学において履修した科目及び外国の大学が行う通信教育において履修した科目にかかる試験の成績については、前項の例によるほか、合格又は不合格とすることができる。

(試験によらない評価)

第10条 演習、実験及び実習は試験を行わないで成績を定めることができる。

(卒業)

第11条 農学部を卒業して学士(農学)の学位を得るためには、学部通則第2条に規定する年限以上在学し、別表1により76単位以上の授業科目を履修し、その試験に合格しなければならない。ただし、獣医学課程を卒業して学士(獣医学)の学位を得るためには、別表1により139単位以上の授業科目を履修し、その試験に合格しなければならない。

(長期履修学生制度)

第11条の2 学部通則第2条第2項に定めるところにより、学生が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

(編入学)

第12条 削除

第13条 削除

(再入学・後期課程への入学、転学部及び転課程)

第14条 学部通則第9条、第10条第1項第1号及び第4号、第45条の取扱いについては、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 昭和61年3月31日以前に進学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、昭和61年10月1日から施行する。
- 2 昭和62年3月31日以前に進学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、昭和63年4月19日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。
- 2 昭和63年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 平成元年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成元年10月1日から施行する。
- 2 平成2年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成2年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成2年10月1日から施行する。
- 2 平成3年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成2年10月1日から施行する。
- 2 平成3年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成3年10月1日から施行する。
- 2 平成4年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成4年10月1日から施行する。
- 2 平成5年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成8年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成8年5月9日から施行し、平成8年4月1日から適用する。
- 2 平成8年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日以前に入学又は進学した者については、改正後の第1条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日以前に入学又は進学した者については、改正後の第1条及び別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日以前に農学部に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正

後の東京大学農学部規則第1条及び別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の応用生命科学課程、環境資源科学課程又は獣医学課程については、平成20年4月1日以後から進学又は入学することができるものとする。
- 4 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、改正後の東京大学農学部規則の規定は、平成20年4月1日以後に進学又は入学する者から適用する。
- 2 平成18年3月31日以前に本学部進学又は入学した者及び前期課程に入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の環境資源科学課程緑地環境学専修については、平成25年4月1日以後から進学又は入学することができるものとする。
- 4 この改正に伴う経過措置は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則第11条及び別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和5年9月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和4年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 令和7年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則（第4条第2項を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日から令和8年3月31日までに本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則第2条及び別表1中の専修名は従前の例による。
- 4 改正後の農業生物学専修については、令和8年4月1日以後から進学又は入学することができるものとする。

[別表1](#)

沿革

東京大学農学部規則

体系情報

□第3編 学務

▽第1章 学部

沿革情報

- ◆昭和26年10月16日 評議会可決
- ◇昭和29年02月16日
- ◇昭和30年09月20日
- ◇昭和31年05月22日
- ◇昭和34年12月15日
- ◇昭和35年12月20日
- ◇昭和37年02月06日
- ◇昭和38年10月22日
- ◇昭和39年02月18日
- ◇昭和39年10月27日
- ◇昭和41年01月18日
- ◇昭和42年09月19日
- ◇昭和44年12月01日
- ◇昭和45年04月01日
- ◇昭和46年10月19日
- ◇昭和47年04月18日
- ◇昭和47年11月21日
- ◇昭和48年04月01日
- ◇昭和48年10月30日
- ◇昭和49年04月01日
- ◇昭和50年04月01日
- ◇昭和50年12月20日
- ◇昭和51年02月12日
- ◇昭和51年11月10日
- ◇昭和51年12月21日
- ◇昭和52年04月01日
- ◇昭和52年10月12日
- ◇昭和53年04月01日
- ◇昭和54年04月01日
- ◇昭和55年04月01日
- ◇昭和56年04月01日
- ◇昭和57年04月01日
- ◇昭和58年04月01日
- ◇昭和59年04月01日
- ◇昭和60年10月01日
- ◇昭和61年04月01日

◇昭和61年10月01日  
◇昭和63年04月19日  
◇昭和63年07月15日  
◇平成01年03月02日  
◇平成01年04月01日  
◇平成01年10月01日  
◇平成02年04月01日  
◇平成02年10月01日  
◇平成03年10月01日  
◇平成04年04月01日  
◇平成04年07月14日  
◇平成04年10月01日  
◇平成07年04月01日  
◇平成08年03月28日  
◇平成08年05月09日  
◇平成09年04月01日  
◇平成10年04月01日  
◇平成11年04月01日  
◇平成12年04月01日  
◇平成13年04月01日  
◇平成14年03月29日  
◇平成15年03月18日  
◇平成16年03月16日  
◇平成17年02月15日  
◇平成18年02月28日  
◇平成18年03月31日  
◇平成18年03月31日  
◇平成20年02月19日  
◇平成20年03月27日  
◇平成22年03月31日  
◇平成23年02月22日  
◇平成24年02月21日  
◇平成25年02月19日  
◇平成26年02月18日  
◇平成27年02月17日  
◇平成28年02月16日  
◇平成29年03月16日  
◇平成31年02月19日  
◇令和02年03月10日  
◇令和03年03月05日  
◇令和03年07月26日  
◇令和04年02月07日  
◇令和05年02月27日  
◇令和05年09月25日  
◇令和06年02月27日  
◇令和07年03月21日